

東京未来大学通学課程 保育士資格及び教育職員免許状取得に係る 実習の申し合わせ

平成26年12月17日 制定

1. 目的

この「実習の申し合わせ」は、東京未来大学において行われる、保育士資格及び教育職員免許状取得に係る実習、並びにそれに係る事前事後指導について定めるものとする。ここで定める実習とは介護等体験を含む。

2. 履修要件

実習及び事前事後指導を履修する学生は、次に該当する者とする。

- (1) 心身ともに実習に耐えうる健康状態の者
- (2) 人物、生活態度が実習生として適している者
- (3) 実習先の方針に従って実習を行うことができる者
- (4) 実習要件科目を充足している者
- (5) 各学部・課程が定める一定の成績を有する者
- (6) 実習に関する事務手続きが適正に完了している者
- (7) 期限内に学費及び実習費を納入している者
- (8) その他、保育・教職センターが適任と認めた者

3. 実習中止について

下記項目に該当する場合は、担当教員の判断により保育・教職センターの議を経て、実習を中止するものとする。実習を中止した場合は単位不認定となる。

- (1) 実習ガイダンスを欠席した場合 ※1
- (2) 事前事後指導を欠席した場合 ※2
- (3) 実習に関する提出物に遅延、未提出があった場合
- (4) 実習先が実施するオリエンテーションを遅刻、または欠席した場合
- (5) 実習を無断で遅刻または欠席した場合 ※3※4
- (6) 実習中に不適切な行為があった場合
- (7) 実習中に専念義務に反した場合
- (8) 心身の健康状態等によって実習の開始または継続が困難と思われる場合 ※5
- (9) その他実習の開始または継続が困難と思われる場合

※1・2 公欠、病欠（要診断書）などやむを得ない事由により事前事後指導に出席できなかった学生に対して行う補講には必ず出席しなければならない。

※3 やむを得ない事由により実習を遅刻又は欠席する場合、実習先と大学に連絡を入れなければならない。

※4 公欠、病欠（要診断書）などやむを得ない事由により実習を欠席した場合、担当教員が実習先と協議の上補充を行うものとする。

※5 実習生及び実習先の子ども・利用者の安全を確保できない可能性がある場合、医師の診断書を求めた上で、実習を許可しない場合がある。

4. 単位認定及び評定について

- (1) 定められた実習日数を満了しなければならない。
- (2) 実習の単位認定及び評定については、実習先の評価を基に担当教員が総合的に判断し決定するものとする。
- (3) 実習にかかわる事柄について守秘義務に違反したことが明らかになった場合単位を認定しない。
- (4) 実習生として不適切な行為が実習終了後に明らかになった場合、単位を認定しないことがある。

5. 実習の諸費用について

実習に関する下記の費用は学生負担とする。

- (1) 実習先までの交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 給食費
- (4) 健康診断、細菌検査の費用
- (5) 責任実習に使用する教材
- (6) その他実習先から指定されたもの

6. 実習に関する申告について

以下に該当する学生は実習前に担当教員に申告しなければならない。担当教員は、実習生及び実習先の子ども・利用者の安全を確保するため、学生の許可を得て必要に応じて実習先へ申告を行う。その結果、実習先が受け入れ不可とした場合は、学生、保育・教職センター長及び担当教員で協議し今後の実習について検討する。

- (1) 継続して心身に障がいや病気がある場合
- (2) 個人的事由により、行動や食事に制限がある場合
- (3) 食べ物・動植物のアレルギーがある場合

申告された内容については、実習に関する範囲で使用される。

7. 実習先の決定について

実習先の決定は、大学で実習先を指定する「大学配属」と自分で実習先を開拓する「自己開拓」があり、実習種ごとに異なる。「大学配属」の場合、学生が実習先を指定することはできない。「自己開拓」の場合、以下での実習は認めない。

- (1) 在学生及びその親族が運営している学校、園所、施設
- (2) 親族が勤務している学校、園所、施設
- (3) 学生本人が勤務している（アルバイト含む、ボランティア除く）学校、園所、施設

- (4) その他、保育・教職センターが、実習の公正な実施に不適切と判断する学校、園所、施設

8. 自己都合による辞退について

自己都合により実習辞退の場合、本学で再度実習を行うことはできない。また学校、園所、施設に内諾を得た後にやむを得ない事情で辞退する場合には「実習辞退届」を提出する。

附 則

この申し合わせは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成30年7月11日から施行する。